

## 平成 28 年度第 3 回個人住民税検討会

日時：平成28年10月27日(木)15：00～

場所：総務省共用 5 階会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 特別徴収税額通知（納税義務者向け）及び納税通知書の電子化
- (2) 個人住民税の現年課税化

### 3 閉 会

(配布資料)

資料 1 福田委員提出資料

資料 2 室委員提出資料

資料 3 個人住民税における特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化について

資料 4 武田委員提出資料

資料 5 高橋委員提出資料

平成28年度  
第3回 個人住民税検討会資料

Orchestrating a brighter world **NEC**

# マイナンバー制度開始に伴う 企業業務の改善提言

～企業の個人住民税納税手続きの実状と課題～

2016年10月27日 日本電気株式会社

# はじめに

マイナンバー制度開始で行政側事務の効率化は確実に進んでいます。

一方、社員・家族のマイナンバー収集、改正個人情報保護法による書類保管や情報システム改修等、企業の負担は高まっています。

ここに企業の負荷軽減をご理解頂き、現場ヒアリングから得た“マイナンバー制度で可能となる企業共通の業務改善提言”を示します。

本提言は、納税事務に関する社会コストの削減に繋がるばかりでなく、異なる組織間の情報交換の精度向上に資すると考えます。

関係者皆様のご理解賜りたくお願い申し上げます。

# 企業が従業員に代わって実施している手続き

---

## 1. 源泉所得税の算定と納付

本資料の  
対象業務

## 2. 住民税特別徴収税の納付

## 3. 社会保険の手続きと保険料納付

# 個人住民税 特別徴収事務 現状の流れと高負荷業務

# 企業の人事・給与業務 年間スケジュール（全体像）

- ◆ 法律に基づく企業共通の人事・給与業務の年間スケジュールを記しました。
- ◆ 最も複雑で繁忙を極めるのは**納税事務**であり、当該業務の運用改善は企業共通の課題です。

実施月 業務区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
<b>非定型業務</b>	<b>①納税事務対応 (法改正対策)</b> ➢ 新入社員の 各種資格取得届 健康保険・厚生年金 ／雇用保険への 新規加入手続き	<b>④住民税の特別 徴収税額通知</b> 送付先市区町村から個別 に郵送されてくる個人用と 一覧表の2種類 ※社員個人へ手渡し (休業者等へは郵送)	➢ 労働保険料 の年度更新 (6/1～7/10) ➢ 被保険者 賞与支払届 (賞与支払月)	➢ 標準報酬月額 の定時決定 (算定基礎届) ➢ 賞与分の源泉所得 税の納税 ➢ 賞与分の社会保 険料の納税	<b>①年末調整準備 (来年度分準備に 着手)</b>	
<b>定型業務</b>	★毎月実施★ ➢ 前月分の源泉所得税・住民税納付（10日迄）／前月分の健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料納付（月末迄）					

住民税納税手続き

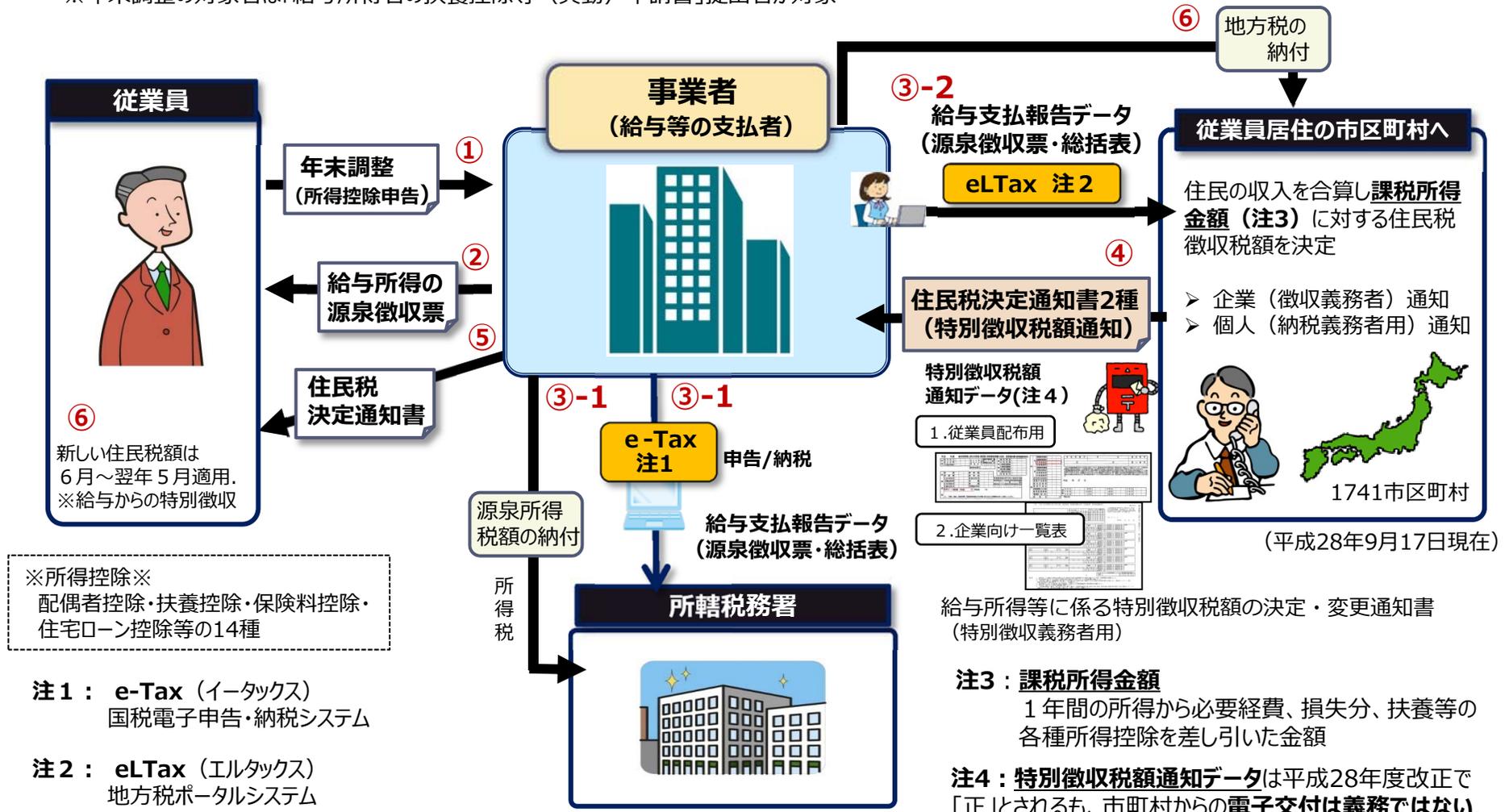
年末調整  
業務

実施月 業務区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>非定型業務</b>	算定基礎届で改定された 社会保険料徴収額変更  (9月分から変更保険料 適用：翌月徴収)	<b>①年末調整開始 (年間給与額/控除申 告/税額算定他)</b>		<b>①年末調整後の源泉所得 税の処理</b> <b>②源泉徴収票</b> (所轄税務署へ) <b>③給与支払報告書</b> (1/1の住所 地市区町村へ) ★年末調整の精算税額納 税 (1/10) ※年末調整の再計算 (申告訂 正再計算) ★源泉徴収票・給与支払報 告書を31日迄に提出			
<b>定型業務</b>	★毎月実施★ ➢ 前月分の源泉所得税・住民税納付（10日迄）／前月分の健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料納付（月末迄）						

# 企業の納税事務 手続きフロー (①～⑥の順)

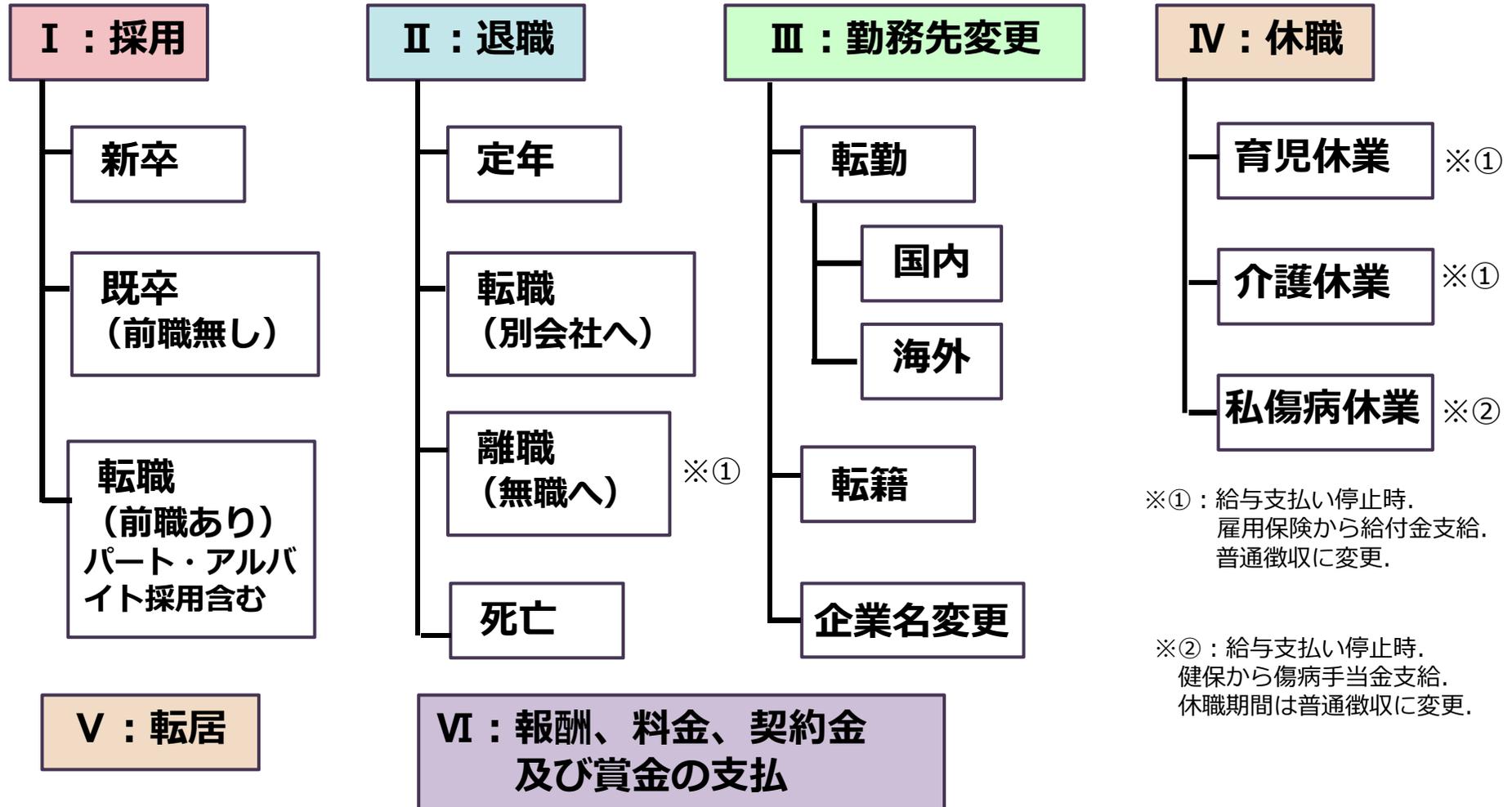
- ◆ 企業は給与支払い実施者として年末調整（源泉徴収額と実税額との調整作業）の実務を担っている。
- ◆ 企業が年末調整分を控除・加算して源泉所得税額を算定し、源泉徴収票（給与支払報告書）を、税務署と従業員の居住する市区町村へ提出・納税する。

※年末調整の対象者は「給与所得者の扶養控除等（異動）申請書」提出者が対象



# 高負荷業務（その2）：従業員の異動に伴う手続きⅠ～Ⅵ

給与支払いの開始や停止等に伴い、企業から市区町村への申請手続きが都度発生。期間の定めのある雇用契約や中途採用・転籍等の人材流動化でも企業事務は年々増加。



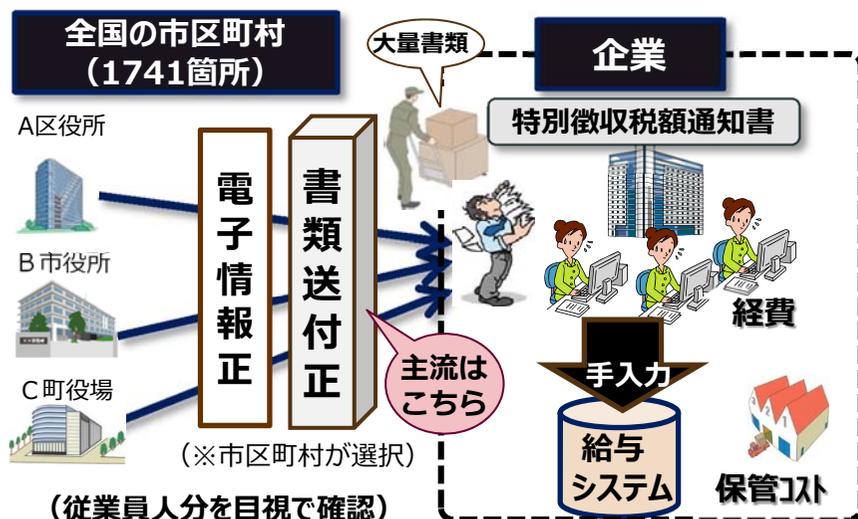
# 納税業務改善提言

～住民税決定通知の受領手続きを中心に～

# 提言① 全市区町村から特別徴収税額通知の電子化送付希望

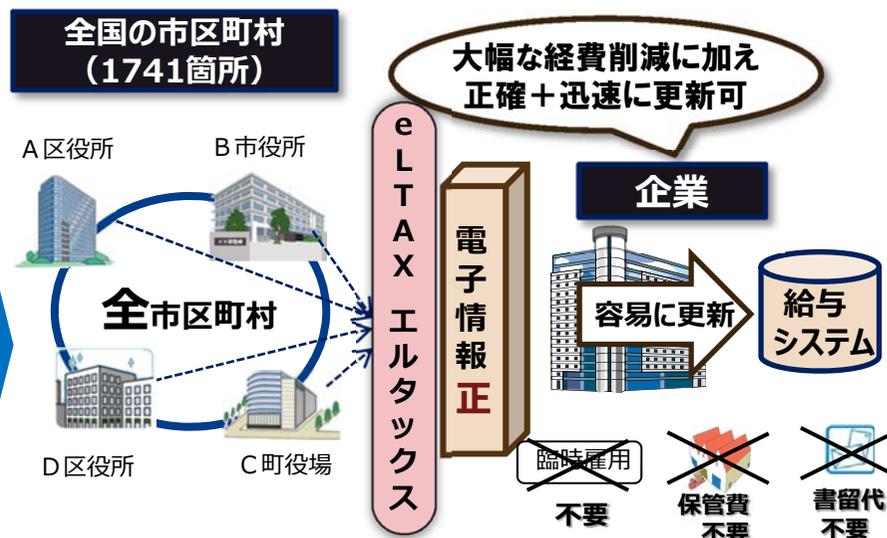
- 電子データの提供環境整備を策定し、希望企業に全自治体から税額通知を電子送付頂きたい

## 現状課題



- 市区町村交付の「特別徴収税決定通知」は、H28年度税制改正で電子情報「正」となった
- 自治体送付は書類が主流のため企業コスト（臨時雇用+開封+確認+手入力）変わらず
- 自治体からの送付帳票へのマイナンバー記載で安全管理措置（保管+郵送他）コスト増

## 期待される効果



- 「特別徴収税決定通知」を全ての市区町村から電子交付付されれば**正確で迅速に更新可能**
- 安全管理措置コスト（人件費+保管費+関連経費）を**大削に削減**
- **個人向け通知書交付事務の効率化**

# 【ご参考】多様化する住民税決定通知（個人用）

現状課題

- ◆ 提供形式（封書の大きさ、封入方法、帳票サイズ）は自治体独自であり、受領企業は仕分け+開封+受領確認等が一大事。
- ◆ 企業の給与担当者は氏名確認+配布作業に膨大な工数と経費発生。
- ◆ 自治体によって企業送付日も異なるため、給与担当者は短期間での台帳と受領書類の不一致の確認に疲弊。  
（6月分給与から税控除と従業員への通知が必要なため、全企業の給与担当者は短期間での処理に疲労困憊）
- ◆ 総務省通達（※）により個人情報保護シール添付自治体はさらに拡大が予想され、書類形式もさらに多様化へ。

（※）個人住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の記載内容に係る秘匿措置の促進（平成28年10月14日）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107977.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107977.html)

## ＜納税義務者（従業員）へ企業経由で自治体から交付される通知書の一例＞

シーリング型

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)  
 <個人情報保護シール>  
 このシールは、必ずご本人がはがし、内容をご確認ください。  
 ※シールは一度はがすと、再度貼れません。

シール貼付け型

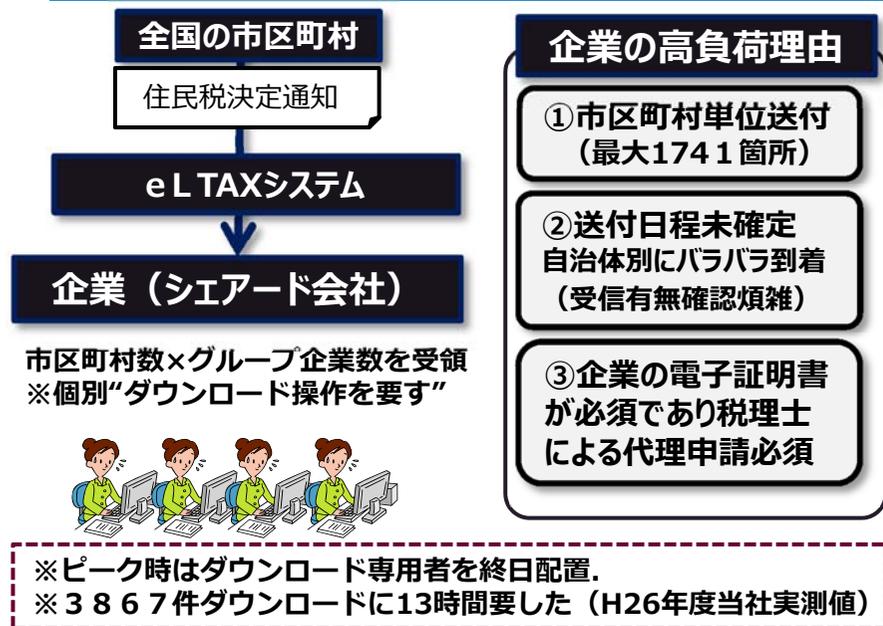
- ・企業の給与担当者経由での交付より、自治体からの直接交付の方が合理的。（時間的短縮/人材流動化対応）
- ・源泉徴収票の従業員への電子化交付は許可済。

**希望企業への電子的提供、または住民への直接交付を希望します**

# 提言② 運用実態に沿った電子申請改善で利用率向上へ

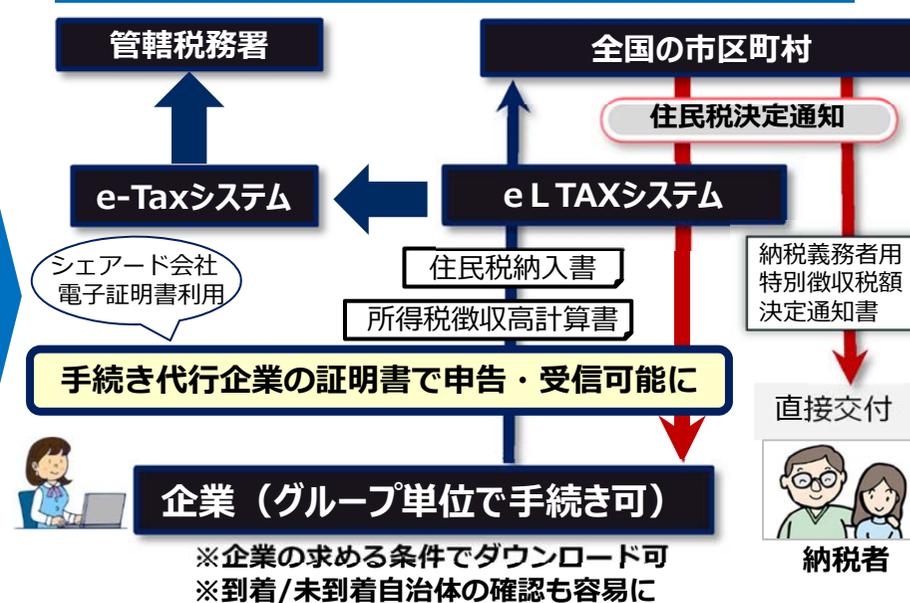
## ● 人事・給与業務のシェアードサービスにも適応できるように グループ単位での電子申請手続きを認めて頂きたい

### 現状課題(住民税の場合)



- 市区町村別、かつ企業別に日程も不定で送付されてくるため、税額通知受領事務が煩雑 (企業も送信記録台帳と照合)
- シェアードサービス会社による運用実状にそぐわない

### 期待される効果

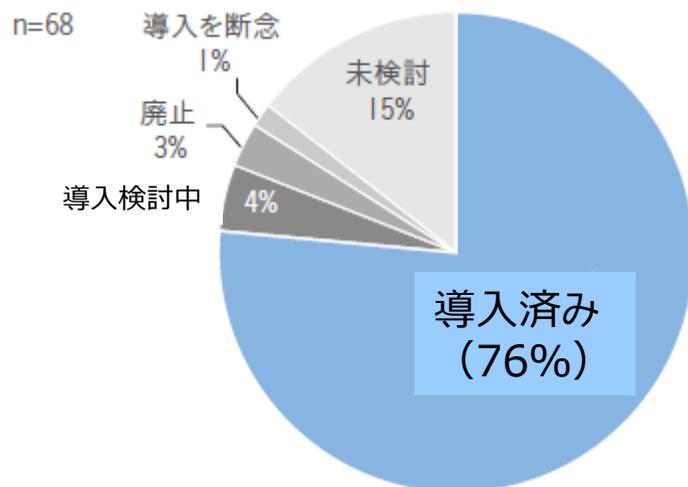


- 業務委託の事前申請をした場合、シェアード会社の電子証明書で電子申告を可能として頂きたい。
- 納税義務者用特別住民税決定通知は、市区町村から納税者個人へ直接交付して頂きたい (プライバシー配慮/通知時間短縮/人材流動化対応)

# 【ご参考】国内大手企業のシェアードサービス利用状況

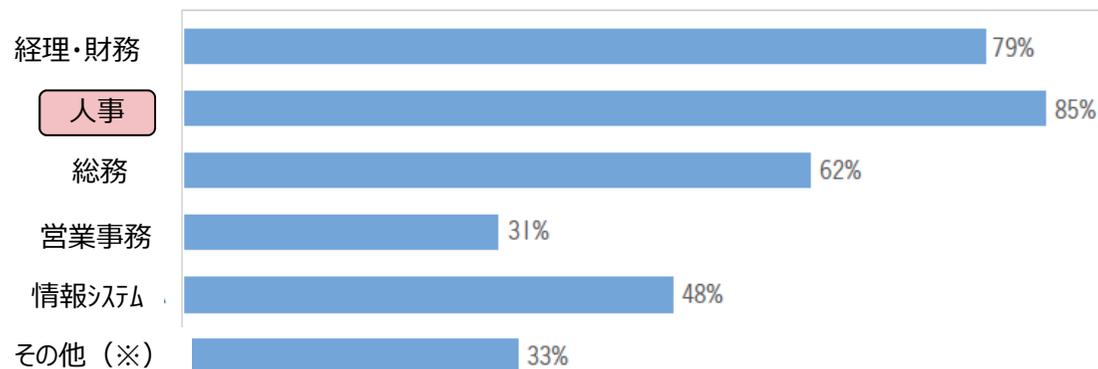
- ◆ シェアードサービスは、企業グループ内の経理・事総務等の間接業務の処理を1社に集約する手法です。
- ◆ 業務集約で人件費等のコスト削減と業務品質の向上効果が期待できます。
- ◆ シェアードサービスは大手企業の多くが導入済みであり、**導入率が高いのは人事業務の給与・社会保障です。**
- ◆ グループ連結経営の増加やコア事業の強化、ネットワーク技術の進化で更なる利用増が見込まれています。

シェアードサービス導入状況



シェアードサービス導入業務

下記の人事業務の内訳は、給与・賞与計算（93%）、社会保険（86%）、福利厚生（77%）の順に多い。



※その他：消費者対応、コールセンター、技術、研究支援、購買、広報、保険、人材派遣

出典：アビームコンサルティング株式会社「日本型シェアードサービスの再生と進化」調査レポート（2012）

シェアードサービスを導入している連結売上高1,000億円以上または従業員数2,000人以上の東証一部上場企業を中心とする本社経営企画担当責任者、シェアードサービス主管部門責任者、シェアードサービス担当責任者を対象にアンケート調査とインタビュー調査を実施した結果。  
<http://jp.abeam.com/collaterals/pdf/RR077.pdf>

# まとめ

- 1. 希望企業に対しては、特別徴収税額通知の全自治体からの電子化送付をお願いしたい。**
- 2. シェアードサービスにも対応できるように、グループ企業単位での電子手続きを認めて頂きたい。**
  - ・ e L T A X 経由での納税申告を可能として頂きたい。**
  - ・ 納税義務者用特別徴収税額決定通知書は市町村から納税者個人へ直接交付して頂きたい。**
- 3. 住民税の現年課税を実現して頂きたい。**

\Orchestrating a brighter world

**NEC**

# 第3回 個人住民税検討会

議題 特別徴収税額通知(納税義務者向け)及び

納税通知書の電子化について

横浜市 税務課長 室 雄司

平成28年10月27日

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、社会保障・税番号制度の導入を前提としている内容であるが、同制度におけるマイナポータルの利用スキームに不確定な部分が多く、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。

# (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

## 1 現状

### (1) 特別徴収に係る税額通知の通知方法

#### 特別徴収義務者経由で個々の納税義務者に通知(地方税法第321条の4)

○地方税法第321条の4(抜粋)

略 当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(中略)を特別徴収の方法によつて徴収する旨(第七項及び第八項において「通知事項」という。)を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

### (2) 税額通知書に記載すべき事項

普通徴収の納税通知書については地方税法第1条第6項に規定。特別徴収の税額通知書については、実務提要において納税通知書の定義に準ずる旨の記載。

○地方税法第1条第6項

納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

市町村税実務提要

問 法第321条の4によつてする特別徴収税額の通知に、納税義務者の住所を入れなくて送付しても差し支えないか。

答 特別徴収税額通知書は納税通知書と同様の性格を持つものであることから、法第1条第6項の納税通知書の定義規定と同様に考えられる。以下略

### (3) 税額通知書のマスキング

納税義務者向けの税額通知書には賦課の根拠となつた情報(給与以外の所得や障害者控除等)が記載されている。

⇒近年の個人情報保護の意識の高まりからマスキング等の対応を取る自治体も。

# (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

## 2 案① マイナポータルへの送信

【前提】マイナポータルへの送信をもって通知したとみなす法整備がされている。

### (1) 概要

これまで特別徴収義務者を經由して送付していた税額通知書について、マイナポータルを利用して個人に通知。⇒ 税額通知書の納税通知書化

### (2) メリット・デメリット等

#### ア メリット

- ・他所得等の情報を特別徴収義務者に知られるリスクの減。(納税者)
- ・郵送経費の軽減。(市町村・特別徴収義務者)

→ ただし、個別の納税義務者の希望制であるため、従業員が1名でも紙の通知を希望する場合、結果的に特別徴収義務者への送付は行われることとなるため、市町村においては効果は限定的。

また、特別徴収義務者においても、全国の従業員を1か所で給与管理をしている場合に限られる。

#### イ デメリット

- ・納税義務者単位での情報管理が必要なため、システム改修が大規模。(市町村)
- ・特別徴収義務者、納税義務者双方で電子通知の希望の有無が生じ、紙と電子通知の混在の度合いが高まるため、情報管理や印刷、封入等の通知書発送に係る運用等の管理が複雑化。(市町村)
- ・個別の従業員に係る電子通知の希望の有無について管理が必要。(特別徴収義務者)

#### ウ 課題

- ・納税者の希望の有無を特別徴収義務者経由で提出。(給与支払報告書に記載)  
→ 記入漏れ等による苦情につながるおそれがある。
- ・納税義務者が送信された通知を印刷した場合、現行の紙通知と同様の取扱いとできるか。(公印等)

# (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

## 3 案② 源泉徴収票と同様の方式

【前提】特別徴収義務者を經由して電子通知を送付することが正本送付にあたるとする法整備がされている。

### (1) 概要

既存の税額通知書と同様に、特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知。ただし、納税義務者に交付されるのは特別徴収に係る税額の情報。

### (2) メリット・デメリット等

#### ア メリット

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の作成・郵送コストの削減。(市町村)
- ・個別の納税義務者の情報管理が必要ないため、案①に比べシステム改修経費が安価。(市町村)

#### イ デメリット

- ・通知記載情報が基本的に税額のみとなるため、現在の法定様式に記載されている事項について、必要に応じて別途証明取得が必要。(納税者)
- ・個別の従業員に係る電子通知の希望の有無について管理が必要であるとともに、紙での交付希望者への印刷が必要。(特別徴収義務者)

#### ウ 課題

- ・電子申告による給報提出が全体の4割(横浜市の場合)という状況(特別徴収義務者の給与支払事務に係る電子化が進んでいない状況)で、電子的に送付された通知に特別徴収義務者が対応可能か。(納税義務者に電子的に通知を配信する手段がない特別徴収義務者も存在するのではないか)
- ・既存の税額通知に比べ、賦課根拠などの情報がなくなることが、納税者の課税の適正性への理解を損なうこととならないのか、既存の通知と同様の情報を通知できないのはなぜか、等の整理が必要。

#### エ その他

- ・企業の所持する端末(個々の従業員が使用)に電子通知を送信することで交付とできるか(個人アドレスではなく、会社の管理下の個別アドレスへの送信)。
- ・社会保障分野での税額通知の利用は情報連携で減少見込み → 民間利用はどの程度あるのか。

# (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

## 4 課題整理

### (1) 案①と案②の比較

	通知内容	システム改修	通知作成(印字・封入・発送等)	納税者負担	特別徴収義務者における負担	情報の秘匿性
案①	従来通り	個別の納税者管理が必要なため「大」	紙と電子の通知混在による、改修や運用変更、委託内容の見直しなどの大幅な負担増	マイナポータルから出力する通知の取扱い次第だが、原則なし	個別の従業員の情報管理が必要(給与支払報告書への記載)	マイナポータルへの送信のため確保
案②	税額のみ	全ての納税義務者を対象とするため案①に比べ小	データ送付のため不要	別途証明の取得が必要(情報連携開始に伴い、主として民間利用)	個別の従業員の情報管理が必要(配付時の印刷又は配信)	税額のみであるため確保

### (2) 比較の分析

市町村としては、システム改修規模や、紙媒体の通知の印字・封入・発送の複雑化を考慮すると案①の対応は困難と考える。案②は証明発行や課税根拠に係る照会などの増加の可能性はあるが対応可能。納税義務者は案②の場合、証明取得が必要なケースが考えられるため、サービスレベルの低下となる。特別徴収義務者においては、案①、案②のいずれのケースにおいても個別の納税義務者(従業員)情報の管理が必要となる(案②の場合は紙での通知を希望する従業員に印刷して配付する必要も)。また、案②の場合、通知内容が税額のみとなるため、従来の市町村税実務提要における通知の考え方を整理・変更する必要がある。

# (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

## (3) 課題の整理

情報管理の電子化が進んでいない特別徴収義務者については、対応が困難であるとの理由により、従来通り紙媒体の通知を希望する可能性がある。

また、市町村において、個別の情報管理によるシステム改修コストの増や運用の複雑化が懸念される。

→ 通知の混在による煩雑化を回避するため、極力希望制を取り止め、対象の整理を行うべき。

	給与支払報告書	税額通知書 (特別徴収義務者向け)	税額通知書 (納税義務者向け)
パターン①	紙	紙	紙
パターン②	電子	電子	電子

特別徴収義務者向けの税額通知の電子化については、現時点で法整備がなされ、導入は可能となっているが、あくまで希望制であり、実績も低い(地方電子化協議会開催の平成28年度全国説明会でeLTAX総件数の1割に満たないと報告をした市町村あり)。情報管理の効率化の観点から、電子申告により給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に対しては税額通知書を電子的に提供するものとする整理が可能になれば、市町村側は煩雑な情報管理が不要となる。

また、特別徴収義務者向け税額通知を電子化した場合、当該事業者の従業員に係る納税義務者向け通知を原則特別徴収義務者経由で電子通知することが整理できれば、情報の管理が簡素化されるとともに、事業者側も事務の電子化の進捗により対応が可能となるのではないか。

## (論点2) 納税通知書の電子化について

### 1 普通徴収に係る納税通知書の電子化

【前提】マイナポータルへの送信による通知とする。

#### (1) 課題点

案①と同様に、納税通知をマイナポータルへの送信とする場合、次の課題が生じる。

- ・**納付書の送付**(電子納税の普及状況を考慮すると、納付書を別途紙で作成する必要が生じると思われるが、その場合、郵送経費の削減にはつながらないため、市町村のメリットは少ない。)
  - 一方で、電子納税は導入コストや手数料等の経費負担が市町村に生じる。
- ・納税義務者ごとの情報(希望の有無)管理が必要。
  - 全ての納税義務者がマイナポータルを利用できるわけではないため、紙媒体を希望する納税者には引き続き紙での通知が必要と思われる(デジタルデバイドの問題)。
- ・電子的提供の希望の確認が必要。
  - 納税通知の電子的提供の希望をどのように確認するのか。

#### (2) 見解

納付書の出力等について、課題解消のための手法が確立されないと、普通徴収については全面的な電子通知の導入は困難と考える。

過渡期として、希望者にのみ実施することも考えられるが、マイナポータルの機能により希望の有無の確認ができる仕組みが確立されないと、対象者を確定できない。

また、納付書の出力手法が、現行よりもサービスの低下を招かないよう(例えばコンビニ納税に対応している市町村でありながら、電子的提供を受けた納付書がコンビニでは利用できない状況になるようなことがないよう)十分な検討が必要。

いずれにしても、単独の自治体でサービスの構築を行うのは困難であり、全国的な情報インフラの整備や予算措置が必要と思われる。

# 電子申告等の推進について

平成28年7・8月 全国説明会  
総務省自治税務局

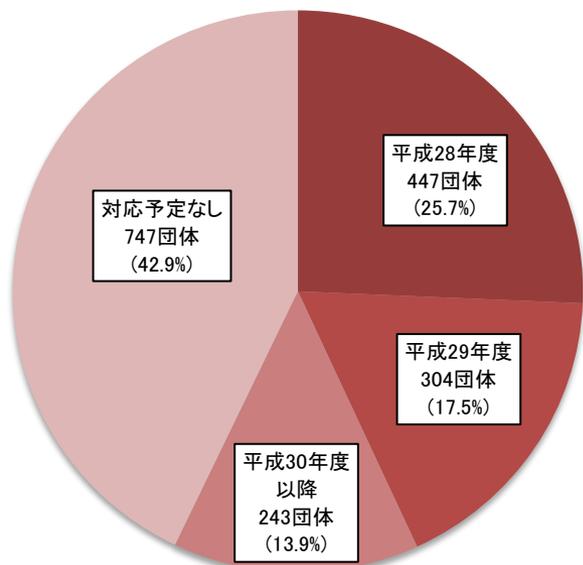
# 市区町村における特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の「電子正本通知」の対応予定時期

- 平成27年の調査では平成29年度の個人住民税までに対応予定であった市区町村が4割強であったが、平成28年3月の調査では3割程まで減少している。

## 特別徴収税額通知の「電子的正本通知」対応予定時期

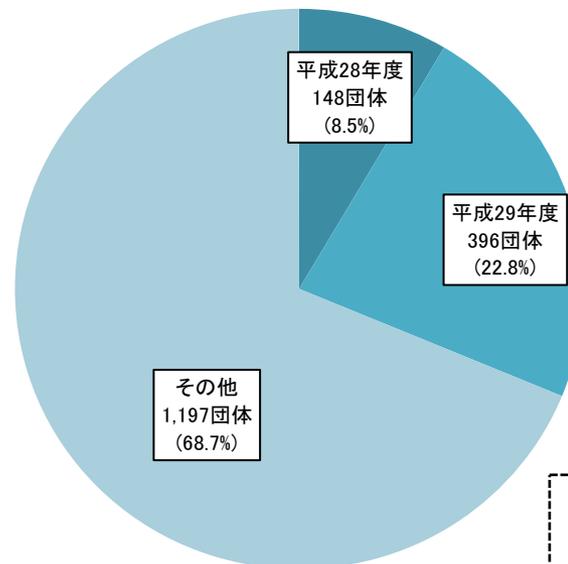
### 平成27年調査

市区町村(1,741団体)



### 平成28年調査

市区町村(1,741団体)



平成28年度課税分について、電子的正本通知を行った団体数は27団体(実績値)。

## 「電子的正本通知」の対応を予定しない理由

### 平成29年度までに「電子的正本送付」の対応を予定しない理由

	団体数	割合
対象となる事業者が少ない(※)	398	33.25%
システム上の問題(システムの改修に時間を要する等)	321	26.82%
その他(対応時期未定、他団体等の動向を踏まえて等)	198	16.54%
納税義務者への通知や納付書については、引き続き紙媒体で送付する必要がある	111	9.27%
電子的正本通知を希望する事業者が少ない(引き続き紙媒体でも提供を希望する事業者が多い)	98	8.19%
二元管理(紙媒体による通知と電子媒体による通知)による事務の煩雑さ	42	3.51%
予算上の問題	29	2.42%
合計	1,197	100.00%

※内318団体が町村の回答

⇒平成29年度までに対応を予定しない理由として、一番大きなものは「対象となる事業者が少ない」であったが、町村による回答が多数を占めている。

⇒次に大きな理由は「システム上の問題」。システム上の問題としては、税の基幹システム(パッケージ)が未対応であるといった理由や、基幹システムは対応予定であるが、各団体の実務に即した形で対応しようとした場合、更なる改修が発生するため、検討が必要である等の理由があげられた。

## 特別徴収税額通知の電子化推進について

- 平成28年7月15日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「個人住民税における特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化推進について」（総税市第65号）において下記内容の通知を行ったところ。

### 通知内容(抄)

- 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を電子的に「正本」通知することについては、下記の点(特別徴収義務者の事務効率化や特定個人情報保護の観点等)からも積極的に取り組んでいただきたいと考えており、各市区町村におかれては、早急な対応を進めていただきたいと考えています。

#### (1) 特別徴収義務者の事務効率化

電子での通知が「正本」となるため、特別徴収義務者側で電子的に給与システム等に課税額を登録することが可能となること(これまでは紙媒体での通知が「正本」であったため、電子的に参考送付された「副本」データを登録する際には、紙媒体(「正本」との読み合わせが必要であった)。また、特定個人情報を紙媒体で保存する必要がなくなり、管理コストの削減が期待されること。

#### (2) 特定個人情報の保護

平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)には、マイナンバー(個人番号)が記載されることになっており、電子的に「正本」通知することで、特別徴収義務者用の通知については紙媒体で送付する必要がなくなり、郵送による誤送付等のリスクの削減が期待されること。

#### (3) 統一的な対応の必要性

特別徴収義務者が電子的に「正本」通知されることを希望しても、各市区町村において対応が異なる場合、電子で「正本」通知されるものと、紙媒体で「正本」通知されるものが混在することとなる。各市区町村が特別徴収税額の電子「正本」通知を進め、全ての通知を電子的に「正本」で受け取ることができることにより、特別徴収義務者の事務効率化が達成されるものであること。

# 個人住民税における特別徴収税額通知 (納税義務者用)の電子化について

## 特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子化に対する地方団体からの意見のまとめ

○地方団体からは、将来的には特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子化を行うべきとの意見が多かった。

○地方団体が考える電子化の主なメリットは下記のとおり。

- ・市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減
- ・特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)
- ・個人情報の保護が図られる、個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減(マイナポータルへ直接送付する場合)

○一方で、地方団体からは特別徴収税額通知(納税義務者用)の早期電子化の導入については、以下のとおり慎重な意見も多かった。

(マイナポータルへ送付する場合)

- ・高齢者などマイナポータルにアクセスできない納税義務者が残ることに関する事務負担
- ・マイナポータルの普及率が低いうちは電子通知を原則化しても対象者が少なく、電子通知の導入効果が小さい一方、電子通知以外の者に対して書面による通知を行うこととなる市区町村の事務負担が大きい。

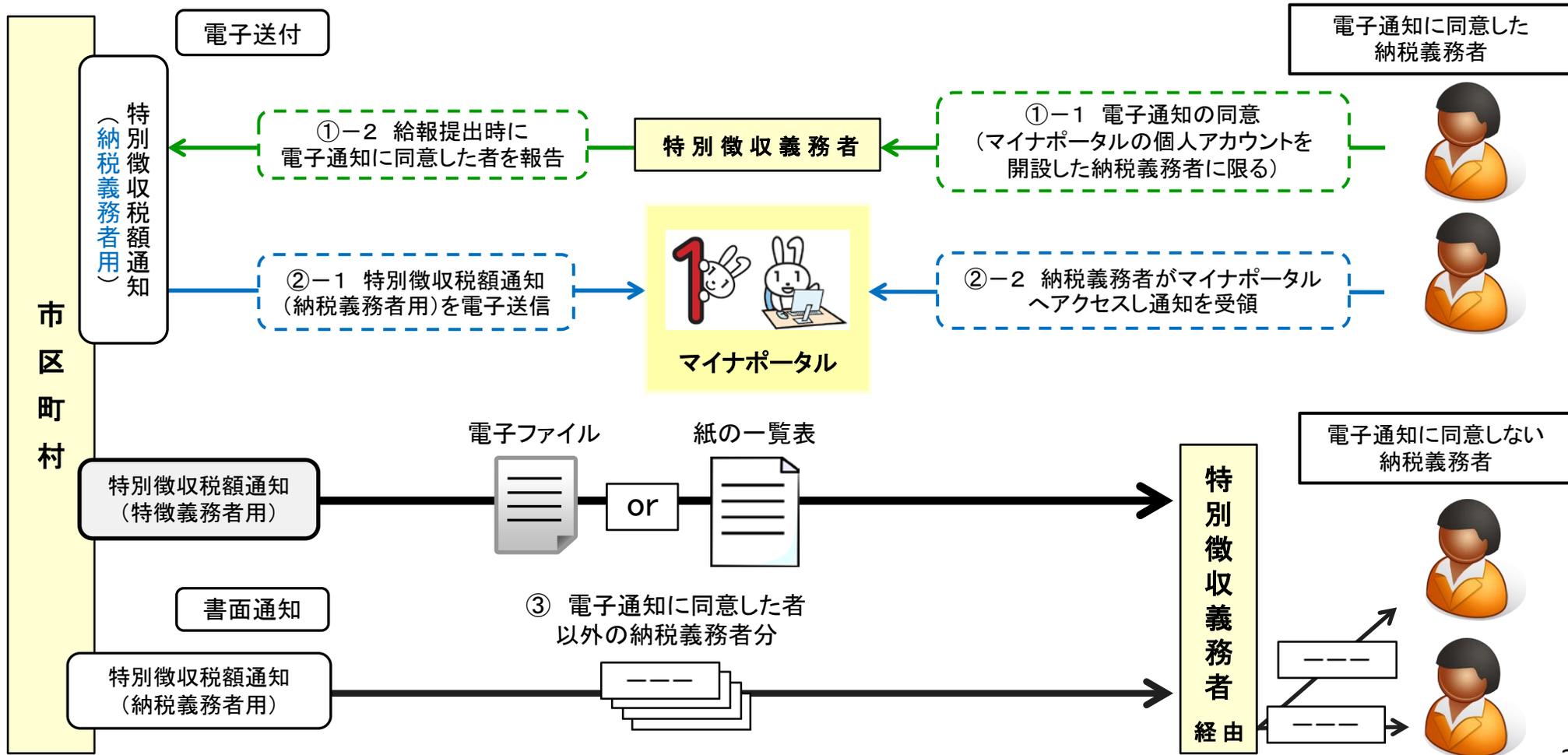
(eLTAXを通じて特別徴収義務者を經由して通知する場合)

- ・現行のオンライン化法では、特別徴収義務者を經由する場合、正本通知とはならない。
- ・マスキング処理を施すことができないなど個人情報の秘匿が困難
- ・納税者が受け取る際の真正性の確保の課題

(普通徴収にかかる納税義務者に適用する場合)

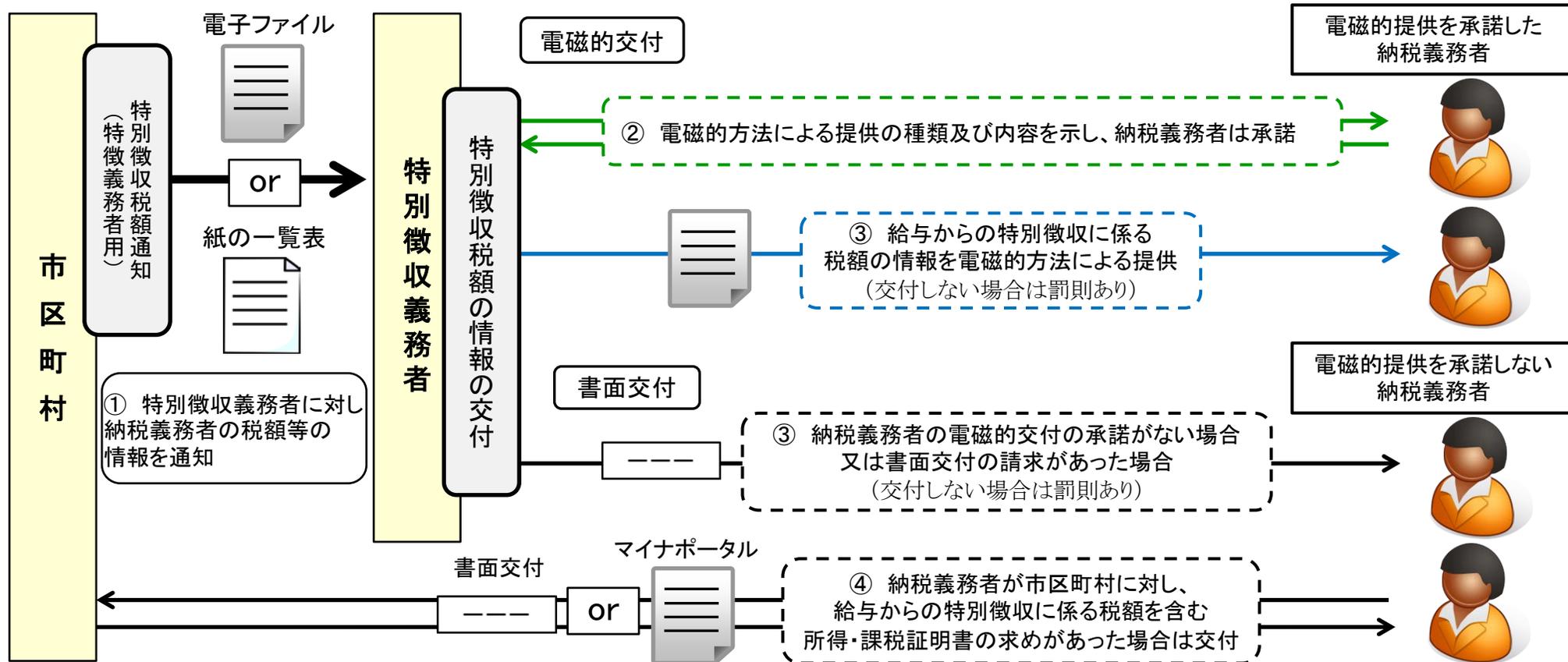
- ・市区町村で電子納税を導入していない場合は、改めて書面で納付書を送付する必要がある。

- ①市区町村は特別徴収義務者からマイナポータルの個人アカウントを開設した納税義務者のうち電子通知に同意する者の情報を  
給与支払報告書により受領  
※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)
- ②同意した納税義務者に対して電子通知をマイナポータルへ送信し、納税義務者がマイナポータルへアクセスし通知を受領
- ③電子通知に同意しない又は個人アカウントを開設していない納税義務者に対しては従前通り書面にて通知  
※特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を改正(電子通知の有無の欄を追加)



- 特別徴収による納税義務者について、マイナポータルを通じて同意した者に通知の電子化を行うことで、特別徴収義務者に見られることなく、確実に到達できる。
- (特別徴収義務者から納税義務者への勧奨等によりマイナポータルの個人アカウントの開設が推進されれば、)制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知の電子化が可能となる。また、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が、納税義務者に対し、特別徴収税額通知(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分の郵送コスト等を減少できる。
- マイナポータルの普及率が向上するまでは、導入効果が低い。
- 市区町村のシステム改修等  
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与、希望者のマイナポータルへ送信する機能の追加などの改修コスト等が大きくなる)
- 電子通知・書面通知対象者の二重管理について、市区町村は純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- 普通徴収にかかる納税通知書の電子通知化についても対応可能。ただし、電子通知の同意の取得方法について議論を行う必要がある。

- ①市区町村が特別徴収義務者に対し特別徴収税額通知を送付
  - ②特別徴収義務者は納税義務者に対し電磁的方法による提供の種類及び内容を示し、納税義務者は承諾
  - ③電磁的提供を承諾した納税義務者に対し特別徴収に係る税額の情報进行交付
- ※電磁的提供を承諾しない納税義務者や書面交付の請求をした納税義務者については別途書面交付(交付しない場合は罰則あり)
- ④納税義務者が市区町村に対し、給与所得からの特別徴収に係る税額を含む課税証明書の求めがあった場合は交付



**○市区町村の事務負担は減少**

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の印刷・マスキングのコストが発生しない。
- ・納税義務者用の通知が全て電子化され、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収義務者用の電子化率の向上が期待できる。

**○特別徴収義務者においては、納税義務者に交付する書面の作成・交付又は電磁的交付義務が課せられることとなるため、事務負担が増加する。**

(電子化が進めば事務自体の効率化は可能となり、現行よりも事務負担が減少する可能性もある。)

**○現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)と比べて情報量が減少(基本的に税額のみ)するため、社会保障手続きにおいて課税証明書として代用する場合は、納税義務者が窓口で別途課税証明書の取得が必要となり利便性が低下する。**

(ただし、平成29年7月からは情報ネットワークシステムが稼働し、社会保障手続きにおいて証明書を添付する必要は大幅に減少する見込み)

**○賦課徴収税目において「特別徴収義務者」から「税額のみ」を交付することの是非について**

- ・賦課税目である個人住民税にあって、課税団体である市区町村からは納税義務者本人へ通知を行うべきか。
- ・課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、特別徴収にかかる納税義務者に対し、税額の計算ができるよう、課税情報の拡充を図ってきたところであり、その流れに逆らうことになる。

**○この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。**

### 1 昭和29年(地方税法施行時)

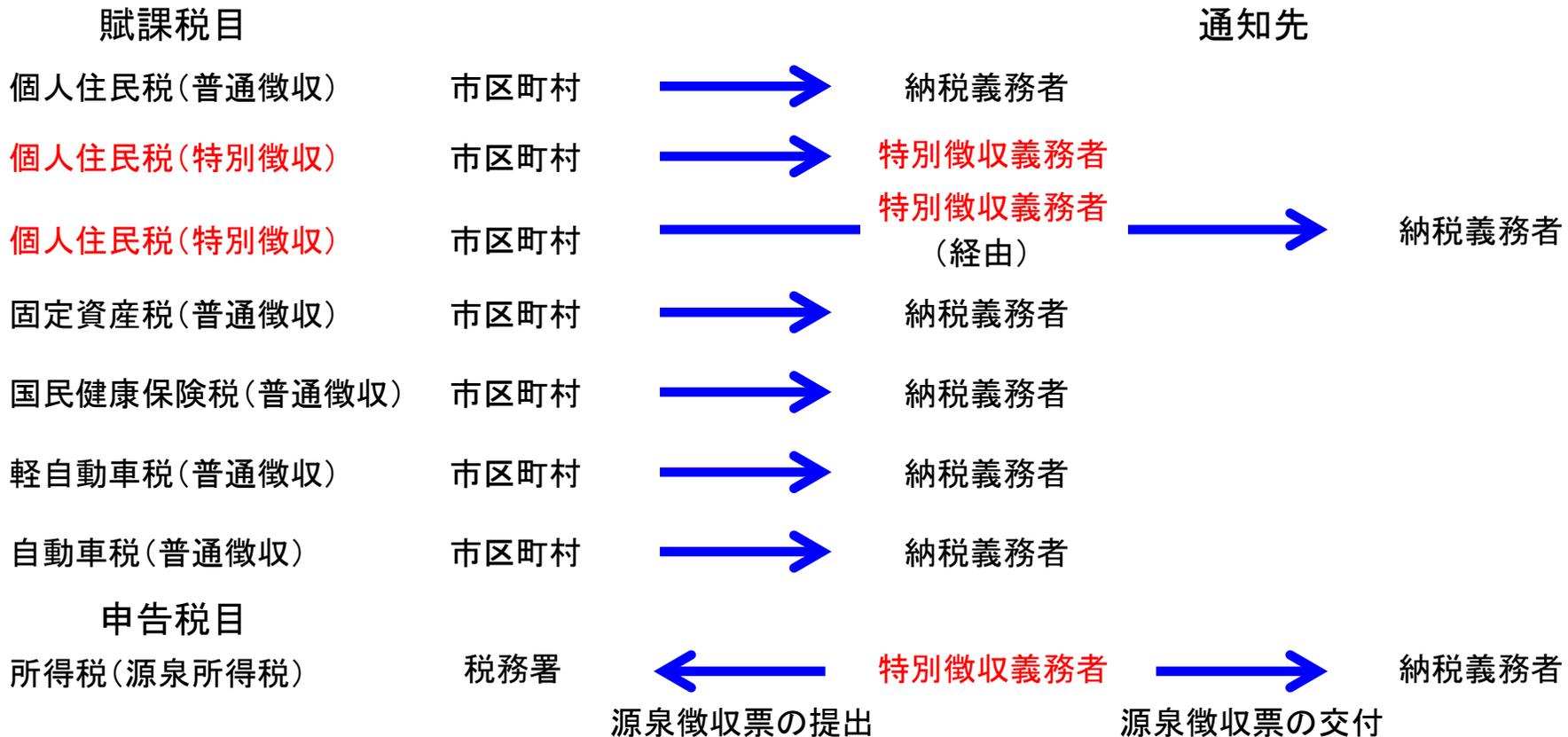
- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、市町村民税・都道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額、税率)

### 2 昭和52年改正

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額、市町村民税・道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額・税額控除額・税率)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、市町村民税・都道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額・税額控除額、税率)

### 3 平成5年改正

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、給与収入額、所得額、所得の区分、所得控除額、課税標準額、所得控除内訳、扶養親族、本人区分市町村民税・道府県民税別の所得割額・均等割額・税額控除額、税率)



個人住民税における特別徴収については、他の地方税賦課税目とは異なり、地方税(個人住民税)を納付する者が特別徴収義務者であるため、特別徴収義務者及び納税義務者に対して通知している。

納税義務者に対しては他の賦課税目と同様に税額の算定の基礎となった課税標準額等を通知する必要がある。

地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

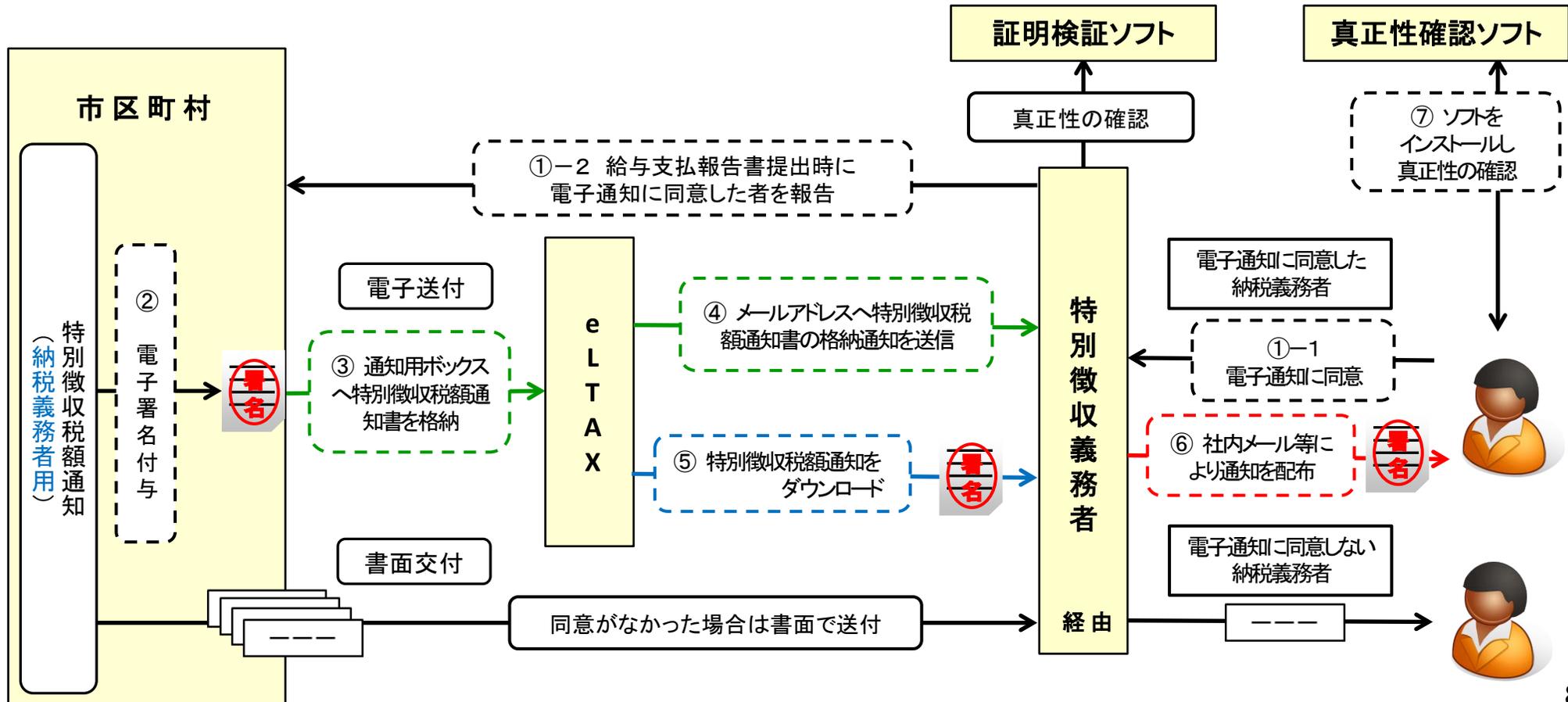
(用語)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

### 案③(地電協経由案)

- ①納税義務者が電子通知に同意した後、特別徴収義務者は同意の旨を市区町村へ連絡
- ※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)
- ②市区町村は、特別徴収税額通知の納税義務者単位及び事業者単位の数値に対し、電子署名を付与
- ③市区町村は、eLTAX中の特別徴収義務者の通知用ボックスに、特別徴収税額通知を格納
- ④特別徴収税額通知の格納通知を、特別徴収義務者のメールアドレスへ送信
- ⑤特別徴収義務者は、eLTAXで特別徴収税額通知をダウンロード
- ⑥特別徴収義務者は、社内メール等を通じて、納税義務者へ特別徴収税額通知を配布
- ⑦納税義務者は、特別徴収税額通知の真正性を確認するためのソフトを、自らのパソコンにインストール



## 案③(地電協経由案)の課題等

- 制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知書の電子化が可能となる。また、電子化のメリットも大きくなることから特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が納税義務者に対し、特別徴収税額通知書(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分のコスト等を減少できる。
- 納税義務者のプライバシーを保護できない
  - ・電子的にマスキング処理をすることは技術的に困難であり、特別徴収義務者は納税義務者の所得情報を見ることができる。
- 納税義務者が通知書の真正性を確認するには、納税義務者に一定の負担がかかる
  - ・特別徴収義務者は、ソフトを用いることで通知書の真正性を確認することができる。
  - ・一方で、納税義務者が通知書の真正性を確認するためには、納税義務者が自らのパソコン等に検証ソフトをインストールする必要がある。(システムによっては、本人確認の上で事前に利用者登録が必要となる場合もありうる。)
- 市区町村のシステム改修等  
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与などの改修コスト等が大きくなる)
- 市区町村の事務の増加
  - ・市区町村の事務は、電子通知・書面通知対象者の二重管理について純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

# 個人住民税の現年課税化について

2016年10月27日  
第3回個人住民税検討会

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング  
代表取締役社長 武田健三

---

# 現年課税化の問題点

1. 企業の事務負担の重さ
2. マイナンバー導入後は企業の負担が先行
3. 現年課税化の問題点は  
マイナンバーが導入されても解決しない  
(マイナンバーの利用は民間では制限されている)
4. 企業側で税額を計算すると非効率
5. 切替年度における問題

# 1. 企業の事務負担の重さ

生産性の向上が課題となっている日本の企業にとって、これ以上の事務負担の増大は、避けねばならない。

事務項目	所得税関連の事務量	個人住民税関連の事務量
毎月の税額の算定、管理	8時間／年	12時間／年
毎月の税額の納入	8時間／年	8時間／年
調書の作成、提出、配布	18時間／年	15時間／年
小計	34時間／年	35時間／年
年末調整	105時間／年	※1
うち扶養申告書等の必要書類の配布・回収	29時間／年	※2(住基地確認)
合計	139時間／年	35時間／年+※1

- 年末調整の事務負担は、11月・12月の短期間に集中し、100時間以上発生している。**住民税の現年課税化では更なる負担が予想される(※1及び※2)**。
- 年末調整の事務を外部へ委託している企業の割合は37.5%となっており、その場合の委託費は、300人超の企業の場合、年に約1,800万円必要となる。

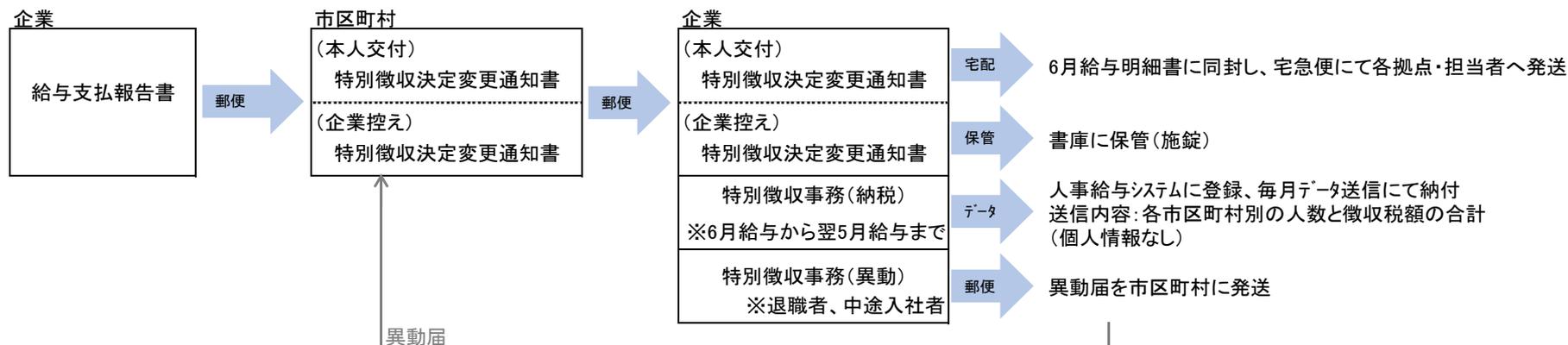
(出典) 総務省「所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る事務負担についてのアンケート結果」

# 2. マイナンバー導入後は企業の負担が先行

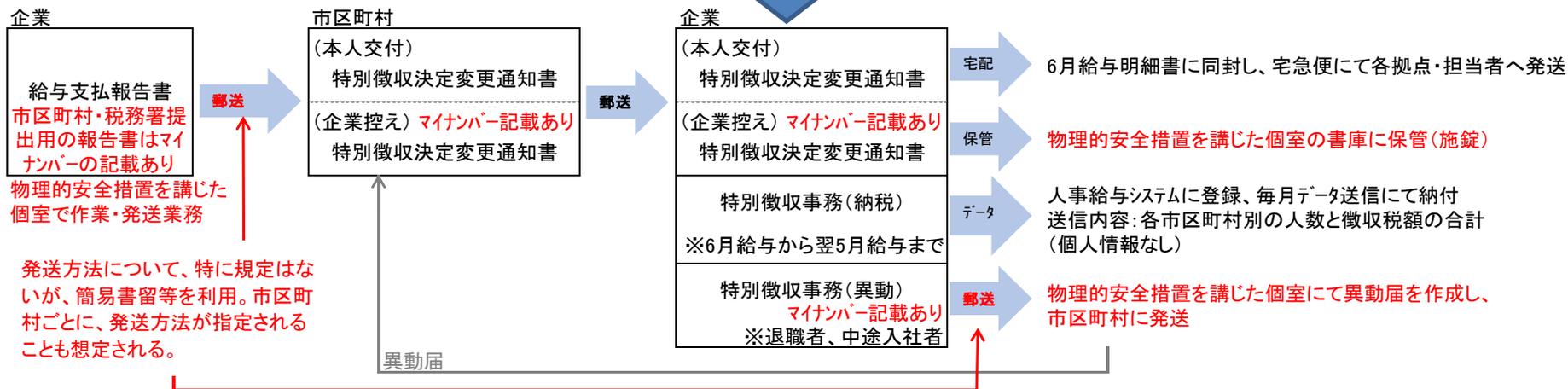
## (1) 業務フローは簡素化されず

マイナンバー制度を導入しても業務フローが簡素化されることはなく、むしろマイナンバー記載の負担や書留での送付など事務負担が増加することが想定される。

### <従来>



### <マイナンバー導入後>



## 2. マイナンバー導入後は企業の負担が先行 (2) 負担増加の項目

平成29年1月以降の各種手続きに向け、マイナンバーの取扱に係る負担が先行している。

既に対応済み・初期投資	今後の対応・継続的な対応
<ul style="list-style-type: none"><li>従業員へのマイナンバー制度の周知</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>講師等へのマイナンバー提供依頼</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>従業員および家族のマイナンバー収集</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバー記載書類の郵送に係る「簡易書留郵便」の追加的費用負担</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>情報セキュリティ対策</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>規定に則った利用・管理</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーの管理・利用等における社内規定の策定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>業務委託先の監督</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>業務フローや社内情報システムの見直し・更新</li></ul>	
<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバー管理者の選定・研修</li></ul>	
<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーの保管・作業場所の確保</li></ul>	

4つの安全管理措置

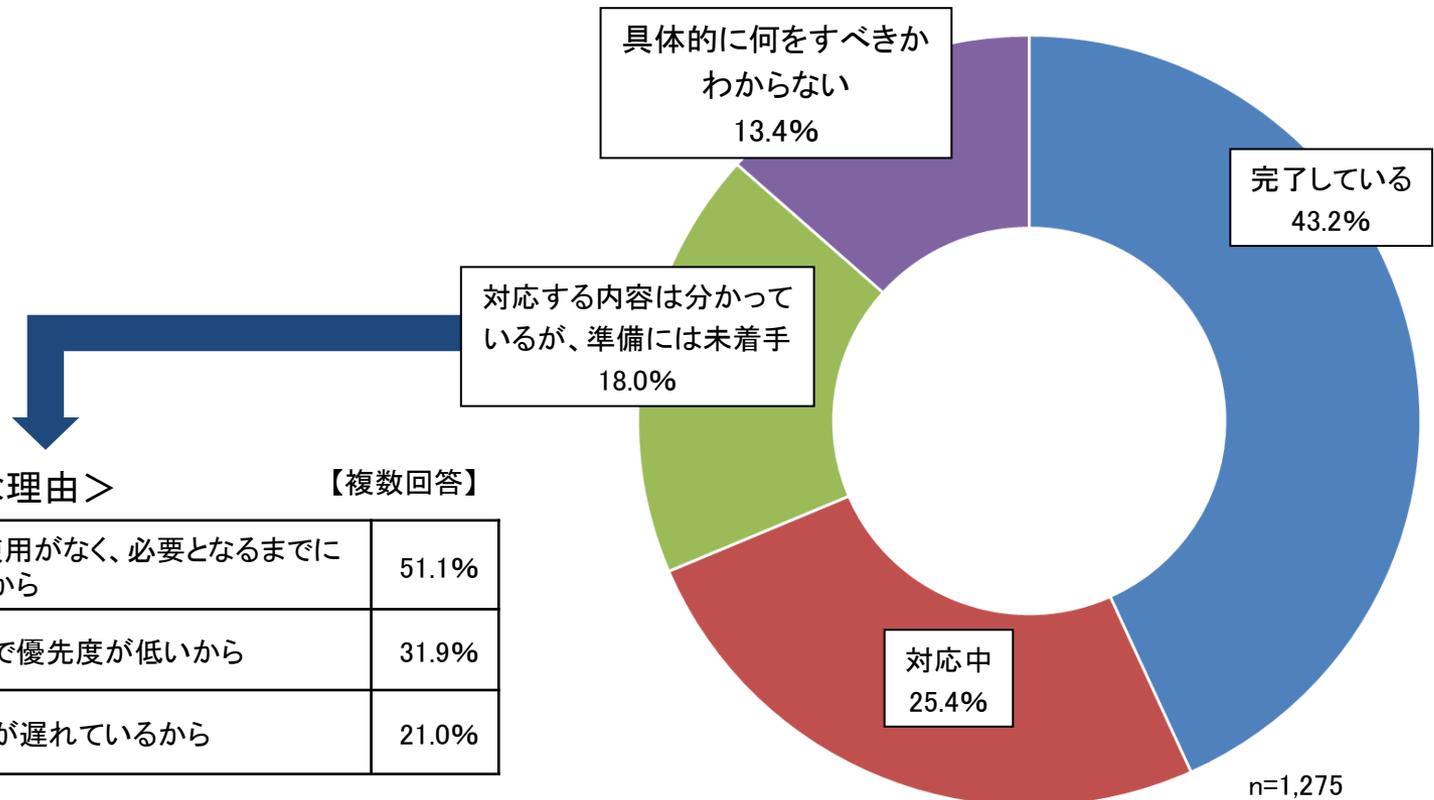
「組織的」「人的」「物理的」「技術的」

## 2. マイナンバー導入後は企業の負担が先行

### (3) 企業の対応状況(2016年6月調査)

マイナンバーへの対応状況は、「完了している」企業（全産業）は43.2%。一方、「対応する内容は分かっているが、準備には未着手」「具体的に何をすべきかわからない」は合わせて31.4%

<マイナンバーへの対応状況について>



<未着手の主な理由>

【複数回答】

マイナンバーの使用がなく、必要となるまでに対応すれば良いから	51.1%
自社の業務の中で優先度が低いから	31.9%
社内規定の整備が遅れているから	21.0%

(出典) 日本商工会議所「商工会議所LOBO（早期景気観測） 2016年6月調査結果」

### 3. 現年課税化の問題点は マイナンバーが導入されても解決しない①

	従前からの課題	マイナンバー導入による変化
住所地の確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員の1月1日時点の住所確認をすることは、事務負担が膨大である。</li> <li>特に、短期間のパート、アルバイトが多い業種（小売・飲食・サービス業）や短期間の労働者が多い事業者（建設業等）は負担大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期間のパート、アルバイトは、企業へのマイナンバー提出をためらうことも考えられる。全従業員の提出を徹底するためには、マイナンバー取得の目的や管理体制、必要性等を教育する必要があるため、人材不足の中小企業では負担が大きい。</li> <li>マイナンバーの提出を受けても、企業は住所地を把握できるわけではなく、毎年1月1日時点の住所地は別の方法で確認する必要が残るため、事務負担の軽減とはならない。</li> </ul>
源泉徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>手作業で経理事務を行っている企業は、給与額によって月次の税額が変わるため、税額計算の事務負担が重い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手作業、システム導入のいずれにおいても正確にマイナンバーを記載するための事務負担が追加で発生する。</li> <li>勤怠・給与・税額計算が一体となったシステムを導入している企業は、一部に新しい事項が入ると、システム導入や改修のための費用負担が発生する可能性がある。</li> </ul>

※所得税方式（年末調整を行う）を前提

### 3. 現年課税化の問題点は マイナンバーが導入されても解決しない②

	従前からの課題	マイナンバー導入による変化
年末調整事務	<ul style="list-style-type: none"><li>各従業員の扶養控除と生命保険料控除の書類や、税額計算等の確認作業が非常に大きな事務負担となる。</li><li>市区町村ごとに異なる様式を使い、それぞれの独自事項を確認することは、対応不可能。</li><li>各従業員の、給与以外の所得を企業が把握することは非現実的。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>市区町村ごとにマイナンバーの記入箇所が異なると、企業側はマイナンバー記入の負担がさらに増大することとなる。</li><li>給与以外の所得については、マイナンバーを利用することができない企業側は把握することができない。</li></ul>
各市町村への納税	<ul style="list-style-type: none"><li>納税先が複数あるので、個々に対応する必要がある。</li><li>各市区町村に対して、各企業から毎月郵送で書類を提出することは非現実的。</li><li>中途採用、退職などの場合を考え、普通徴収と同様の仕組み（確定申告）は存続させる必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>納税先を一括にできればマイナンバーによって自治体側が1月1日時点の住所地を把握でき、事務負担を軽減することができる。</li></ul>

※所得税方式（年末調整を行う）を前提

## 4. 企業側で税額を計算すると非効率

---

企業側で個人住民税の税額を計算すると、正確性が担保できない。

- 企業に所得を知られたくない等の理由で、特別徴収を希望せず普通徴収を選択するような従業員が存在している。従業員は企業に全ての所得情報を開示するとは考えられず、企業側で従業員の全ての所得を把握することは困難である。最終的には、市区町村側が所得の紐づけを行い税額を決定することとなる。
- 市区町村ごとに異なる税率を確認する必要がある。数十～百程度の自治体について確認し、短期間で税額を計算することは、特に中小企業にとって、極めて重い事務負担である。
- 以上の理由から市区町村側での再計算が避けられないと考えられる。

## 5. 切替年度における問題

---

下記の状況から、スムーズな切替が出来るのか疑問  
(中小企業の声)

- ・基本的には市区町村と納税者の問題と思うが、税額の変動が大きい場合は、従業員への説明が必要になる。
- ・仮に切替年度に税が余計に徴収されることになれば、従業員が節税のために就労調整を行う恐れがあり、一時的な人手不足をもたらす懸念がある。

**⇒ 現年課税化には問題が多く、実現が困難である。**

---

# 特別徴収税額通知の電子化について

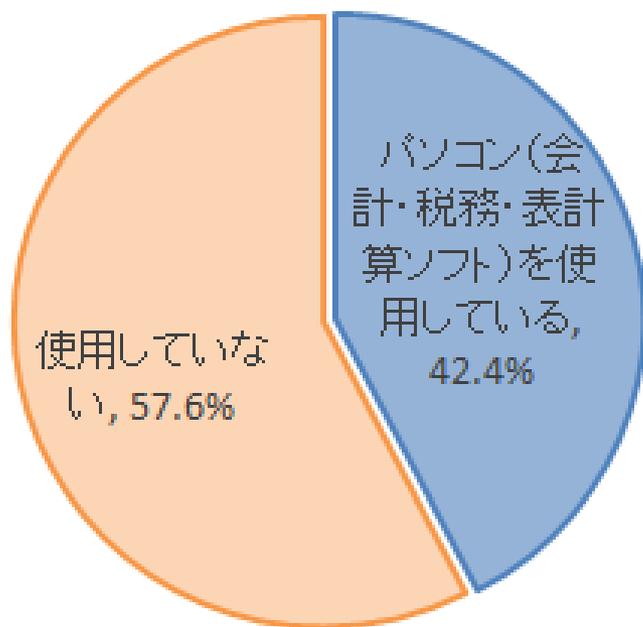
1. 中小企業のIT化は道半ばである。
2. 現行手続きを電子化するだけでは  
中小企業の利便性は向上しない

# 1. 中小企業のIT化は道半ばである。

I) 中小企業の経理事務に関するパソコン利用率は約4割程度

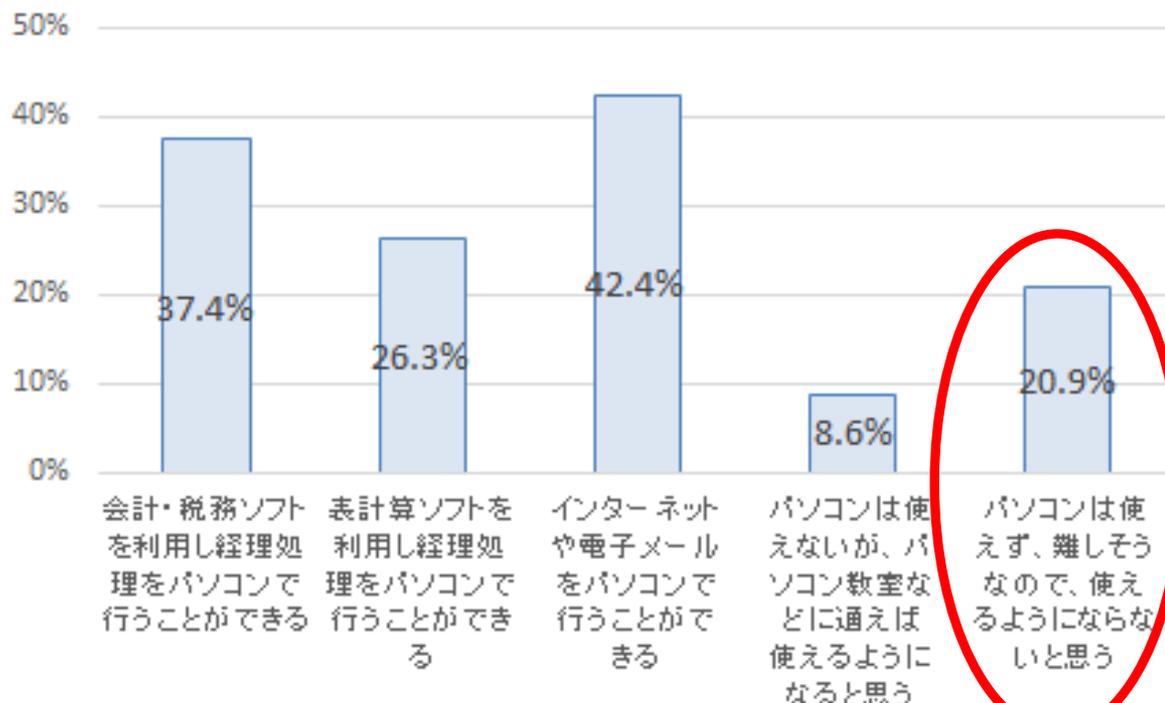
II) 中小企業のうち、約2割はシステムを利用するのは困難と回答しており、全ての企業がシステムで事務を行うことは非常に難題

<経理事務等へのパソコンの利用率>



n=2,632者

<経理事務担当者のパソコンへの対応について>



n=2,718者(複数回答あり)

(出典) 日本商工会議所「消費税の事務負担等に関する実態調査」(2013年7~9月)

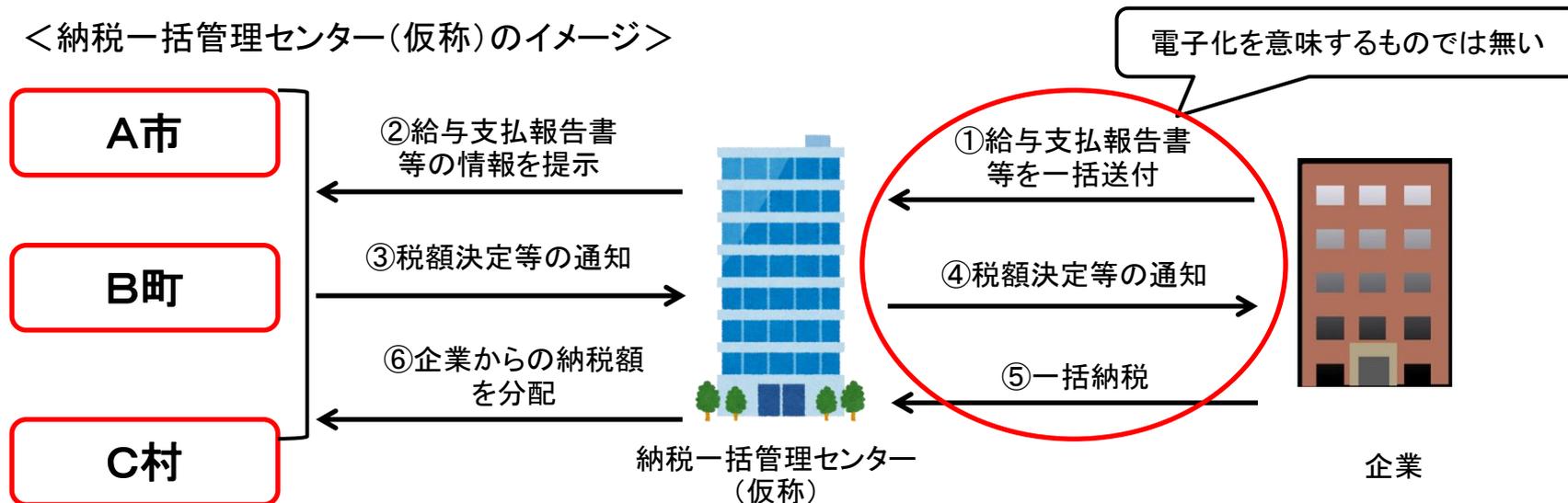
## 2. 現行手続きを電子化するだけでは 中小企業の利便性は向上しない

(中小企業の声)

- ITが苦手な従業員に対し、マイナポータルの利用方法を教育するのは、負担大。
- 少人数の企業は、紙でもらった方が楽。電子化に対応するメリットがわからない。
- 市町村から送付される、ばらばらの通知ファイルをまとめて、安全確実に各社員に電子配布する手間が大変に思われる。

⇒ むしろ、昨年度に提案した納税の一本化のようなものが、市区町村・企業双方の事務負担を軽減するものとする。ただし、電子化・紙ベースを併用すべき。

<納税一括管理センター(仮称)のイメージ>



# 個人住民税の 現年課税化



2016年10月27日

豊島区区民部税務課  
課長 高橋邦夫

# 現年課税化に対する団体の意見

- 源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地があるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。(東京地方税理士会)
- 現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。(日本商工会議所)
- 個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。(全国町村会)

【総務省個人住民税検討会「平成27年度報告書」より抜粋】

中小企業や小規模自治体に負担を強くない

仕組みが必要！

## 【現年度課税について豊島区税務課職員より】

### 概ね賛成

- ・所得税の様に税金を国税の様に徴収すれば滞納が無くなるので地方の徴収部門が不要になる。不要になった分の人材を国税庁に出向させればよい。(整理グループ職員)
- ・窓口で説明をする際にわかりやすくなる。区民による年度の取り違いがなくなるのではないかと。(証明グループ職員)

### 概ね容認

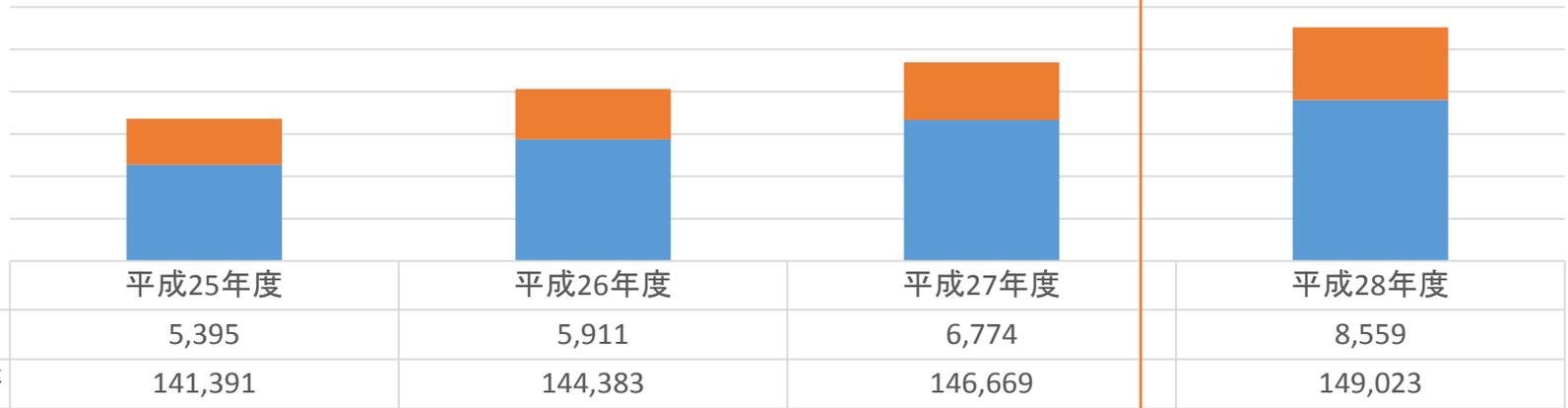
- ・全特で処理をするのであれば可能とは思いますが、事業者の協力がなければ成り立たない。どの時点で課税するのかが重要になるのではないかと。(課税調整グループ職員)
- ・確定申告の年度の記載間違いが減るのでは。いずれにせよ事業者の協力は必要不可欠である。(課税グループ職員)
- ・現年度課税にすることで国が臨時給付金の給付時期の変更をするようであれば早めに支給が可能になるかもしれない。(臨時給付金グループ職員)

### 概ね反対

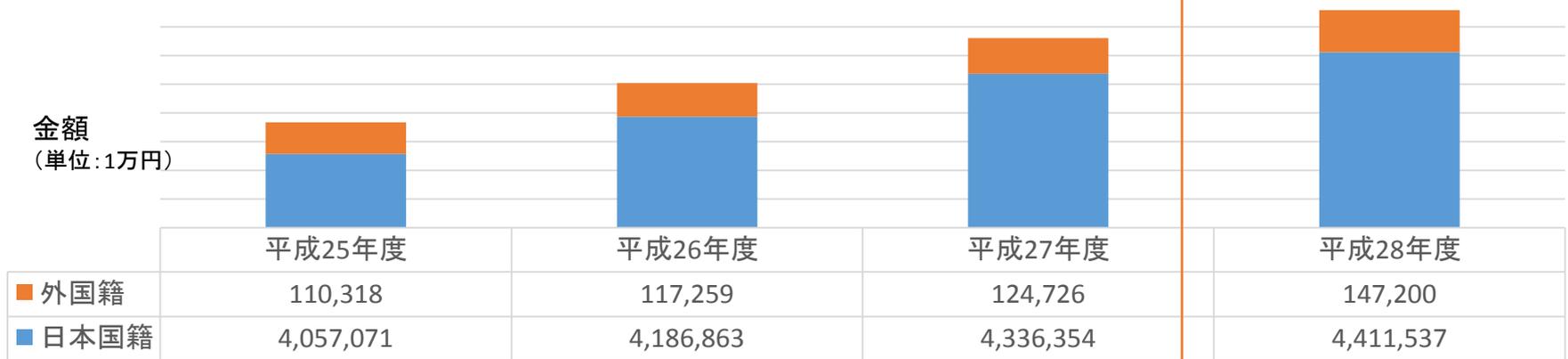
- ・税金の還付作業が発生するので還付金の作業量が増える。(収納グループ職員)

# 課税対象者分析①外国籍課税者

人数



金額  
(単位:1万円)



1人あたり課税額(単位:1円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
外国籍	¥204,482	¥198,375	¥184,125	¥171,982
日本国籍	¥286,940	¥289,983	¥295,656	¥296,031

# 課税対象者分析②国外転出者

平成28年度課税対象者全体  
(全体)

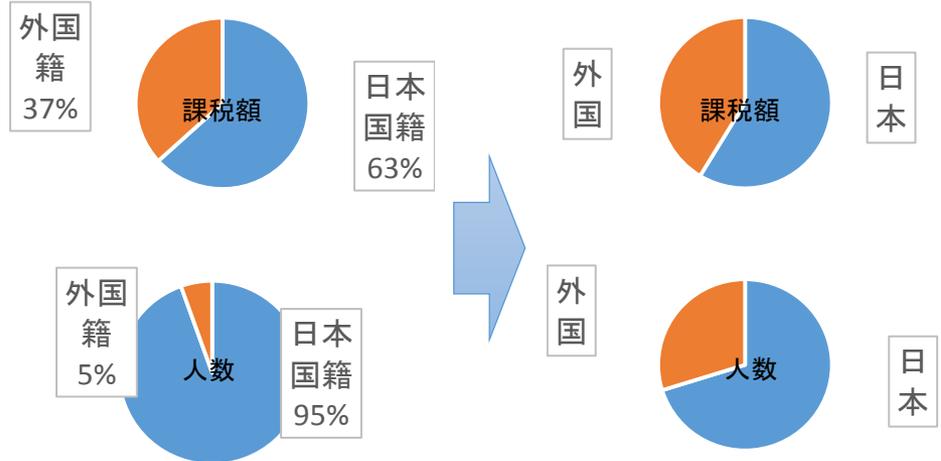
平成28年度課税対象者全体  
(国外転出者)

## 平成28年度国外転出者

	金額	人数
日本国籍	¥129,528,900	297
外国籍	¥38,699,000	126



	1人あたり課税額
日本国籍	¥436,124
外国籍	¥307,135



海外転出者比較時のポイント数

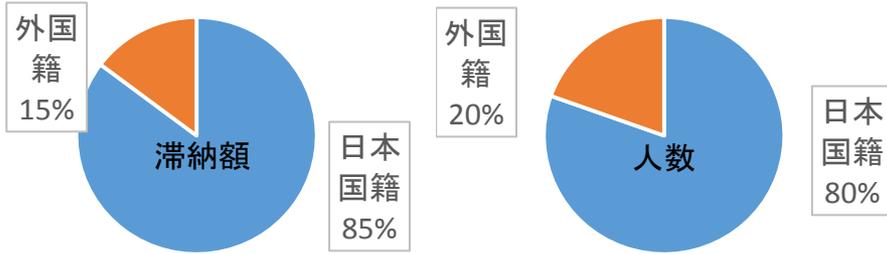
	金額	人数
日本国籍	-4ポイント	-25ポイント
外国籍	+4ポイント	+25ポイント

H28.10.13時点

- ・課税対象者及び金額は緩やかに増加傾向
- ・課税者全体に占める外国籍の1人あたり課税額は減少する
- ・国外転出者の1人あたり課税額は非転出者の1人あたり課税額より増加傾向
- ・国外転出者の割合では外国人課税対象者の一人あたり課税額の増加割合が高い傾向
- ・外国籍で日本国内に留まる納税者より、国外に転出する納税者の方が納税額が高い傾向
- ・上記傾向は引き続き継続すると予測される

# 滞納者分析: 国外転出者

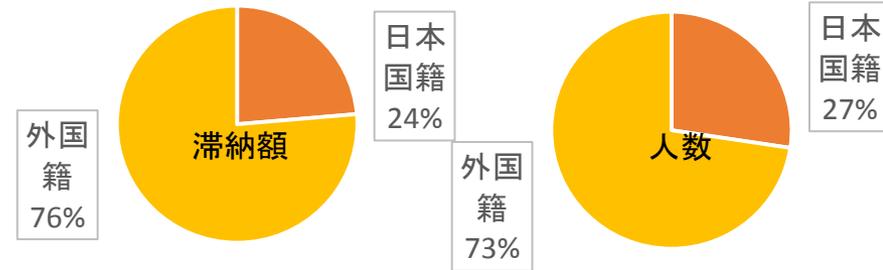
## 平成28年度滞納者全体



	滞納額	人数
日本国籍	¥674,391,744	12,343
外国籍	¥116,671,910	3,001

	1人あたり滞納額
日本国籍	¥54,638
外国籍	¥38,878

## 平成28年度海外転出滞納者全体



	滞納額	人数
日本国籍	¥1,429,600	23
外国籍	¥4,618,500	61

	1人あたり滞納額
日本国籍	¥62,157
外国籍	¥75,713

H28.10.13時点

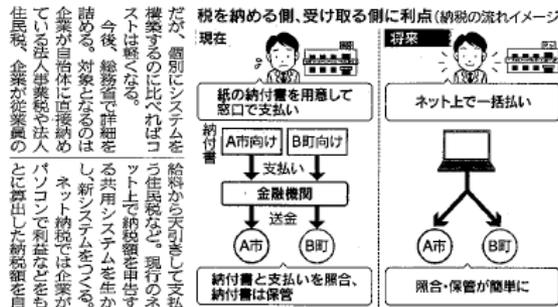
- ・外国籍滞納者の1人あたり滞納金額及び滞納者に占める割合が大幅に増加
- ・現年度課税により税金の滞納が無くなれば、海外転出による逃げ得がなくなる。

# 現年課税化実現にはICTが不可欠

- 右の記事は現状の地方税納税を国税同様に企業が一括で納付できるシステムを構築するという記事である。
- 記事では全自治体が利用できる共用システムを構築し、企業は1つのシステムに入力すればよいこととなっている。
- このシステムを応用すれば、企業が住所地を意識せずに納付でき、自治体側も歳入の手間が軽減。

建設は企業支払う  
 家賃手立てインターネットを通じて納められるようにする。地方自治体は、国税と同様に、地方債でも全自治体が使える共用システム構築、利用促進、企業の納税を効率化する。

## 地方税、19年度にも対応 共用システム構築



**国債**  
 日銀が12日発表。同日時点の営業簿価値は約200兆円に達した。2013年4月からの大規模な金融緩和で大量の国債購入を進めたことが主因。日銀は9月に金融政策の耐性を「量」が「金利」に転換したが、日銀が12日発表している国債購入の限界は、自治体に発生する。自治体は、電子簿に基づき、企業はネットを通じて税金を納める仕組み。

# 企業の納税全てネットで

日本経済新聞(2016.10.12)夕刊記事

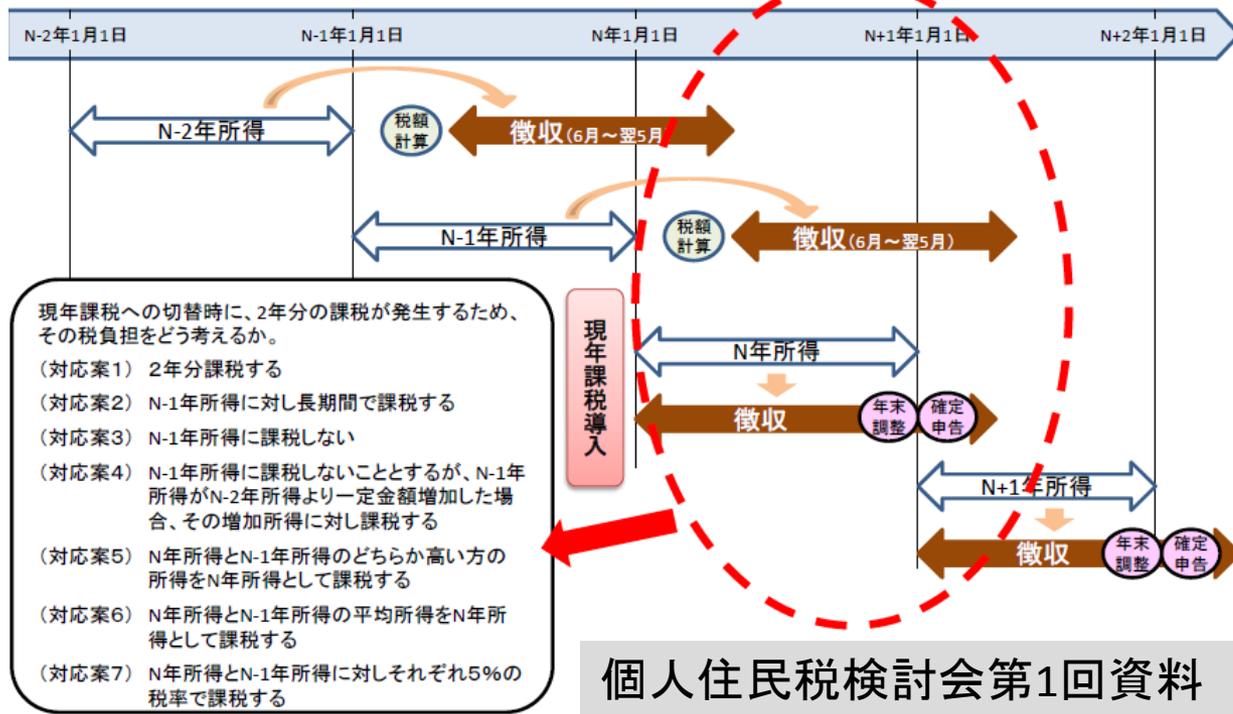
共用システムが住基と連動すれば、住登地課税も実現！

# 現年課税化の切替年度に関する論点

## 切替年度の税負担のあり方

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



- 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。
- (対応案1) 2年分課税する
  - (対応案2) N-1年所得に対し長期間で課税する
  - (対応案3) N-1年所得に課税しない
  - (対応案4) N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する
  - (対応案5) N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する
  - (対応案6) N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する
  - (対応案7) N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する

- 担税力に応じて行政サービスにかかる経費を分担するという住民税の理念からしても、ある年度を課税しないという方式は世代間の損得という議論を巻き起こすのでは。

前述共用システムがN年から稼働すれば、案7も可能?!